

小竹町中小企業等人材育成事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、小竹町中小企業等人材育成事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、小竹町補助金等交付規則（平成13年小竹町規則第2号）に定めるもののほか必要な事項を定め、小竹町に事業所を有する中小企業者等に対し、人材育成事業に必要な経費の一部を補助することによりその実施を促進し、もって中小企業の振興及び発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において「中小企業者等」とは、次に掲げる者をいう。

- ・ 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者
- ・ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体

(補助対象事業)

第3条 中小企業者等又はその従業員が次の各号のいずれかに該当する研修に参加するときは、その申請に基づき予算の範囲内において補助金を交付する。

- ・ 独立行政法人中小企業基盤整備機構中小企業大学校直方校が実施する経営や技術に関する研修
- ・ 町長が前号に準ずると認める研修

(補助対象者)

第4条 補助対象者は、前条に規定する研修を受講した中小企業者等で、かつ次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）でないこと。
- ・ 会社の場合にあっては、その役員のうち暴力団員がいないこと。
- ・ 暴力団員を自らの業務に従事させ、又は自らの業務の補助者として使用していないこと。
- ・ 自らの事業活動について暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員により支配を受けているものと認められないこと。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、第3条に定める研修に係る受講料の額とする。ただし

、同一の研修において、他団体等から受講料の補助等を受ける場合は、当該補助等相当分を減額する。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする中小企業者等（以下「申請者」という。）は、あらかじめ小竹町中小企業等人材育成事業補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

(補助金の交付の可否の決定)

第7条 町長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定しなければならない。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは小竹町中小企業等人材育成事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、不交付を決定したときは小竹町中小企業等人材育成事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知しなければならない。

3 町長は、第1項の規定により交付決定する場合において必要があるときは、補助金の交付について条件を付することができる。

(補助金交付申請の取下げ)

第8条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、事情により補助事業を中止する場合には、速やかに小竹町中小企業等人材育成事業補助金交付申請取下届（様式第4号）により町長に届け出なければならない。

2 前項の規定による取下げの届出があったときは、前条第1項の規定による交付決定はなかったものとする。

(実績報告)

第9条 交付決定者は、補助事業終了後、速やかに次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

- ・ 小竹町中小企業等人材育成事業補助金実績報告書（様式第5号）
- ・ 研修終了証書の写し
- ・ 受講料領収書の写し
- ・ その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 町長は、前条の規定による報告を受けた場合において、補助金の交付決定の内容に適合するものであるかどうか調査し、適合すると認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、小竹町中小企業等人材育成事業補助金額確定通知書（様式第6号）により当該交付決定者に通知しなければならない。

(補助金の請求)

第11条 前条の規定による補助金の額の確定通知を受けた交付決定者は、小竹町中小企業等人材育成事業補助金交付請求書(様式第7号)を町長に提出し、補助金の交付を請求するものとする。

(補助金の交付)

第12条 町長は、前条の規定による補助金交付請求書の提出があったときは、補助金を交付するものとする。

(補助金交付決定の取消し)

第13条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- ・ 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- ・ 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- ・ その他町長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 前項の規定は、第10条に定める補助金の額の確定を行った後においても適用する。

3 町長は、前2項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、小竹町中小企業等人材育成事業補助金交付決定取消通知書(様式第8号)により当該交付決定者に通知しなければならない。

(補助金の返還)

第14条 町長は、前条第1項及び第2項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは小竹町中小企業等人材育成事業補助金返還命令書(様式第9号)により期限を定めてその返還を命じることができる。

第15条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。